

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成31年1月9日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800281号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800045号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和37年3月まで

私は、A市に居住していた頃の国民年金の加入手続に関する記憶は不明確ではあるものの、1年くらいの期間、自宅に集金に来ていた人に現金と年金手帳を渡して、国民年金保険料を納付したことを覚えている。請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間において、請求者の夫は共済組合に加入しており、配偶者である請求者にとって、請求期間の国民年金に加入するためには、任意加入被保険者として加入しなければならないところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索により、請求者が請求期間当時居住していたA市で払い出された国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)が判明し、その国民年金番号が記載された国民年金被保険者名簿によれば、請求者は請求期間において国民年金に任意加入していることが確認できる。

また、請求者は、請求期間後においても、2回国民年金に任意加入し、合計153か月の任意加入期間中の国民年金保険料を全て納付し、そのうち72か月間の保険料を前納していることが国民年金被保険者台帳、B町で作成された国民年金被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる上、他の国民年金加入期間においても未納期間はなく、第三号被保険者から第一号被保険者への種別変更手続も適切に行われていることが確認できる。

さらに、請求者は、自宅に集金に来ていた人に現金と年金手帳を渡して、請求期間の国民年金保険料を納付した旨陳述しているところ、昭和36年7月に発行されたA市の「市政のお知らせ」によると、同市では昭和36年度から市の職員による保険料の訪問徴収が行われていたことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800273号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800044号

第1 結論

昭和54年*月から昭和59年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年*月から昭和59年6月まで

私は、20歳であった昭和54年*月に就職した会社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、入社後すぐに当時居住していたA市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を同時に行い、同市役所で国民年金の保険料を納付した。昭和59年7月頃にB市に転居した際もB市役所で国民年金の変更手続を行い、保険料を納付した記憶がある。

請求期間が未納期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続を昭和54年*月頃にA市役所において行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、B市で払い出されたものであり、請求者の国民年金番号に係る前後の任意加入被保険者の資格取得年月日により、請求者が昭和60年4月に国民年金の加入手続を行った際に払い出されたものであることが推認できることから、請求者の主張と一致しない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和60年4月時点では、請求期間のうち、昭和57年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者のオンライン記録によると請求期間直後の昭和59年7月から同年9月までの期間の保険料は、徴収権が時効により消滅する直前の昭和61年10月31日に過年度納付されていることが確認できるが、請求者は、過年度納付した記憶はない旨陳述していることから、昭和58年1月から昭和59年6月までの期間の保険料を当該納付日前に過年度納付していたとは考え難い。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、請求者に対して、別の国民年金番号が払い出されていたことを確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。